

4月から

国民健康保険の運用が一部変わります

▼変更の概要 国民健康保険の構造は、被保険者の年齢層が高く、財政運営が不安定になるリスクが高い市町が多い状況となっています。そこで、医療保険制度の財政基盤安定化と負担の公平化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、運用方法が一部見直されました。

▼変更の内容と各種手続き
県内市町の保険者に愛媛県が加

わり、県が財政運営の主体となります（左図）。

下記事項は変更されますが、加入など各種手続きは、今まで通り各市町が窓口となります。

また、8月には高額療養費の現役並み所得区分の細分化が予定されています。区分変更については詳しくは、改めて広報でお知らせします。

●保険課医療保険係

☎ 985-4107

県

県内の統一的方針（運営方針）を策定。市町ごとの負担額を決定し、市町に対し給付に必要な費用を全額支払う。

財政の安定化



保険給付に必要な費用を全額各市町に支払う

納付金（県が市町ごとに決定）を納付

市町

市町

市町

市町

県の示す標準保険料率を参考に保険税率を定め、保険税を賦課・徴収。県に納付金を納付する。

事務の効率化・標準化

加入手続きなどの事務は今まで通り
松前町が窓口です

広域化による変更点は次の通り

高額療養費の多数回通算方法

高額療養費の多数回該当回数を、県単位で通算します。そのため、県内市町間で住民票を異動した場合でも、多数回該当

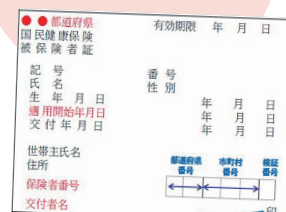
回数が通算されることとなります。

※多数回…12カ月以内に3回以上、高額療養費上限額に達した人は、4回目以降が多数回となり、上限額が変わり、減額されます。

保険証の様式が一部変わります。

様式の変更は、30年8月からです。現在、お手元にある保険証は、**期限まで継続して使用することができます。**様式変更後も、保険証の発行は今まで通り松前町が行います。

保険証の様式



都道府県名を表記

軽自動車税のグリーン化特例の延長

平成29年度の税制改正で、グリーン化特例（軽課）の特例措置が2年延長になりました。

これにより、29年4月1日から31年3月31日の間に新規検査を受けた三輪と四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両は、取得の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例が適用されます。

●軽自動車税などの廃車・名義変更はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している人に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをすると、その年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。

●税務課町民税係

☎985-4110

車両区分			年税額			
			① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減	標準税額
軽三輪			1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
軽四輪以上	自家用	貨物	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
		乗用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
	営業用	貨物	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円

※①電気自動車・天然ガス軽自動車（21年排出ガス10%低減かつ30年排出額ガス規制適合）②乗用：17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ30年排出額ガス基準50%低減かつ32年度燃費基準+30%達成車、貨物用：17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ30年排出額ガス基準50%低減かつ27年度燃費基準+35%達成車 ③乗用：17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ30年排出額ガス基準50%低減かつ32年度燃費基準+10%達成車、貨物用：17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ30年排出額ガス基準50%低減かつ27年度燃費基準+15%達成車

軽自動車などの
廃車・名義変更は3月中に手続きを

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕用作業車 小型特殊自動車 ミニカー	税務課町民税係 ☎985-4110 ※転出の場合は転出先の市町村	①認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】②車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など) ③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076	①自動車検査証(250cc超以上の場合) ②認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用人と所有者のもの】③住民票(3カ月以内のもの) ④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124	

※ 持参するものは申告先で異なることがあるので、事前に確認してください。

確定申告はお済みですか

3月の確定申告の相談日程は次の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

【役場申告会場】

▼日時 3月15日(木)までの9時～11時30分、13時～16時

※土・日曜日は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

※役場正面玄関は7時30分に開きます。混雑により、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

【各地区公民館・集会所】

日時	9時～11時30分	13時～16時
3/1(木)	塩屋	昌農内
2(金)	南黒田	西高柳
5(日)	新立	西古泉
6(火)	本村	筒井
7(水)	宗意原	北黒田

●松山税務署(自動音声案内)

税務課町民税係 ☎941-9121

☎985-4110

申告に
持参するもの

医療費控除の提出書類が変わっていますので、注意してください。

- ・認め印（朱肉を使うもの）
- ・税務署からの申告書お知らせハガキ（送付されている人だけ）
- ・給与や年金の平成29年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書（収入、経費を必ず集計してきてください）
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払（控除）証明書
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書か医療保険者などの医療費通知書

※セルフメディケーション税制の適用を受ける人は、同税制明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類

- ※平成31年分までは、従来通り領収書でも可能です。
- ・還付金の受取口座番号（本人名義）が分かるもの
- ・申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）
- ・申告者の身元確認ができるもの（運転免許証）など

申告した
所得は

次の申請などに必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ・国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金や幼稚園の就園奨励金申請をするとき
- ・公営住宅を申し込むとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署
などで申告を

町内の会場では申告できませんので、注意してください。

- ①分離課税の
 - ・土地建物等に係る譲渡所得
 - ・譲渡所得など
 - ・適用を受ける上場株式などに係る配当所得
 - ・先物取引に係る雑所得など
 - ・山林所得・退職所得
- ②亡くなった人の申告(準確定申告)

4月2日から5月1日まで

固定資産価格などの
縦覧ができます

平成30年度の固定資産（土地・家屋）の価格などを縦覧できます。

縦覧により、納税者が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

▶閲覧期間 4月2日(日)～5月1日(火)

- ▶閲覧場所 税務課11番窓口
 - ▶対象者 縦覧を希望する固定資産の納税者、納税管理人、代理人
 - ▶持参するもの ①認め印（朱肉を使うもの）、②本人確認のできるもの（運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせを）、③代理の場合は所有者の委任状
- ※30年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

●税務課資産税係 ☎985-4111

3月29日から交付

障がいがある人の
タクシー助成券

4月1日から利用できる障がいがある人の「タクシー初乗り料金の助成券」を、3月29日(木)から交付します。

▶利用できるタクシー（一部）

松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、であい介護タクシー、介護タクシーわかば



▶対象 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

- ・身体障がい者手帳（1級～3級）
- ・療育手帳（A、B）
- ・精神障がい者保健福祉手帳（1級、2級）

▶申請方法 手帳と認め印（朱肉を使うもの）を持って、窓口にお越しください。

▶申請先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112、985-4155

歯を大切に

伊予歯科
医師会監修

歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と糖尿病②

糖尿病改善には、食事のカロリー制限や食後の運動などが良いとされていますが、何をやっても血糖値が改善しないという人にお勧めしたいことが、「正しい歯磨き」です。

私の診療所に来る歯周病の患者さんで最も腫らしてくる部分が歯と歯の間の歯ぐきです。歯と歯の間は最も清掃が難しいのですが、ここがきちんと手当てできている人は、他の場所もきれいに清掃できています。歯ブラシでのケアがメインですが、この部分は歯ブラシでは届く範囲に限界があり、補助用具(デンタルフロスや歯間ブラシ)を使う必要があります。歯周病の炎症を防ぐには歯のつけ根の歯周ポケット周辺をきれいにすることが大切だとすでに述べましたが、特にナイーブでデリケートなのが歯間部の歯周ポケットです。歯周病はここから組織の破壊が始まります。ここを傷つけないよう丁寧にケアすることが大切になります。歯科医院で自分に合った正しい磨き方を指導してもらいましょう。

正しい歯磨きを続けることで、歯周炎は改善していきます。そして、歯周ポケット内をきれいにする適切な歯周病の治療を受けることで、ヘモグロビンA1cが0.4~0.7%も改善することが分かってきました。歯科医師自身2万人を対象にした歯間清掃の習慣の有無による10年間の追跡調査では、歯間清掃をしている方が死亡危険率が25%低下したというデータもあります。

今日からフロスや歯間ブラシを使って歯間清掃を始めましょう。次回は、歯周病と糖尿病との関係をさらに突っ込んでお話しします。

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が、9月30日で終了します。

後納制度を利用して保険料を納付することで、年金額を増やしたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が受給資格を得られたりする場合があります。ただし、既に老齢基礎年金を受給している人は申し込みできません。

申し込みは、松山西年金事務所

で受け付けています。納付を検討している人は、早めに手続きをしてください。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。平成30年3月時点では、25年3月以降の保険料を納付することができます。

●松山西年金事務所
町民課住民係
☎925-5175
☎985-4106

国民年金保険料
5年の後納制度が終了します

毎年2万人以上が自殺で亡くなっています。身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか。一人一人が周囲を気に掛け、心のサインに気付くことが命を守ることに繋がります。

みんなが命の門番「ゲートキーパー」となり、できることから取り組みましょう。

【命の門番「ゲートキーパー」】

①気付き 家族や仲間の変化に気付く。

②声掛け 「眠れている？」よく頑張っているね」などと声を掛ける。

③傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。

④つなぎ 早めに専門家などに相談するように促す。

⑤見守り 寄り添いながら、温かく見守る。

●健康課保健センター係
☎985-4118

3月は自殺対策強化月間です

忘れずに受けましょう
狂犬病予防注射

◆料金

- ①すでに登録している場合
3,000円(注射料金)
- ②新規に登録する場合
6,000円(注射料金+登録料3,000円)



◆注意事項

- ・首輪とリードをして、ふん便の始末袋を用意してきてください。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
- ・犬を押さえることができる人が連れてきてください。
- ・登録内容に変更(犬の死亡・飼主の変更・住所変更など)がある場合は、必ず事前に町民課に連絡してください。

●町民課生活環境係 ☎985-4117

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。

日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。

登録済みの人は、3月中旬にお送りする案内はがきを持参してください。



4/5 (木) 松前・岡田校区

9:00 ~ 9:10	南黒田公民館前
9:20 ~ 9:45	北黒田公民館前
9:55 ~ 10:05	松前幼稚園前
10:15 ~ 10:25	古城幼稚園南
10:35 ~ 10:50	松前駅前
11:00 ~ 11:20	松前公園老人広場
13:20 ~ 13:30	大間教深寺前
13:35 ~ 13:50	上高柳集会所前
14:00 ~ 14:15	恵久美集会所前
14:25 ~ 14:35	北公民館前
14:45 ~ 15:00	西高柳集会所前

4/6 (金) 北伊予・岡田校区

9:00 ~ 9:20	中川原公民館前
9:30 ~ 9:45	徳丸集会所前
9:55 ~ 10:05	出作集会所前
10:15 ~ 10:30	東公民館前
10:40 ~ 10:50	鶴吉公民館前
11:00 ~ 11:10	永田公民館前
11:15 ~ 11:25	横田公民館前
13:20 ~ 13:30	大溝公民館前
13:35 ~ 13:45	東古泉公民館前
14:00 ~ 14:10	西古泉公民館前
14:20 ~ 14:30	北川原集会所前
14:40 ~ 14:50	塩屋集会所前

松前の
防災力総務課危機管理係
☎985-4103Jアラートを用いた
情報伝達訓練を行います

最近、ミサイルに関するニュースが話題となりましたが、そこで取り上げられているのが、ミサイルの発射情報を伝えるシステム「Jアラート」です。このJアラート(全国瞬時警報システム)を用いた情報伝達訓練を全国一斉に行います。

▶Jアラートって? 緊急地震速報、津波警報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から人工衛星などを通じて、瞬時に伝達するシステムです。町では、防災行政無線を通じて伝えられます。

松前町公式防災
フェイスブックページ

▶防災行政無線を流します

日時 3月14日(※) 11時ごろ

実施場所 町内51カ所に設置の防災行政無線

放送内容

【上りチャイム4音】

「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)

「こちらは、ぼうさいまさきしょうやくばです」

【下りチャイム4音】

